

高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

- 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（２０１８１１０５保局第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 容器保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（２０２００７１５保局第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・

○高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（２０１８１１０５保局第５号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について		高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について	
制定 ２０１８１１０５保局第５号 平成３０年１１月１４日		<u>２０１８１１０５保局第５号</u> <u>平成３０年１１月１４日</u>	
改正 保局第 号 令和 年 月 日			
別表（詳細基準の例示）		別表（詳細基準の例示）	
機能性基準	例示基準	機能性基準	例示基準
第２条第１号及び第３条	高圧ガス保安協会規格KHKS ０８６１ <u>（２０２６）</u> 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル１）」	第２条第１号及び第３条	高圧ガス保安協会規格KHKS ０８６１ <u>（２０１８）</u> 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル１）」
第２条第２号及び第３条	高圧ガス保安協会規格KHKS ０８６２ <u>（２０２６）</u> 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル２）」	第２条第２号及び第３条	高圧ガス保安協会規格KHKS ０８６２ <u>（２０１８）</u> 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル２）」 <u>（ただし、５．１サイトスペシフィック地震動を除く。）</u>
改訂履歴		（新設）	
文書番号 施行日	改訂概要		
○○○○○○○○保局第○号 令和○年○○月○○日	KHKS ０８６１及びKHKS ０８６２が改正され、 <u>サイトスペシフィック地震動を例示基準として活用可能となったため、除外規定を削除した。</u> <u>KHKS の年号を整合させた。</u>		

○容器保安規則の機能性基準の運用について（２０１９０６０６保局第７号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 ２０１９０６０６保局第７号 令和元年 ６月１４日 改正 ２０１９１１２７保局第２号 令和元年１２月２７日 (略) 保局第 号 令和 年 月 日			容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 ２０１９０６０６保局第７号 令和元年 ６月１４日 改正 ２０１９１１２７保局第２号 令和元年１２月２７日 (略)		
別表第２（詳細基準の例示）			別表第２（詳細基準の例示）		
項	機能性基準	例示基準	項	機能性基準	例示基準
1	別表第１第１項から第３項まで及び第１０項に掲げるもの	別添１「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添２「溶接容器の技術基準の解釈」 別添３「超低温容器の技術基準の解釈」 別添４「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添５「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添６「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添７「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添８「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添９「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添１１「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添１３「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 一般社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＧＡ指－ＮＧＶ０６－０１－９９）」 高压ガス保安協会基準０１２１「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（ <u>２０２５</u> ）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＡＲＩＳ００１（２００４））」 注 第３条第１項第１号に規定するＶＨ３容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するＶＨ４容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが７５％以上であって、かつ、ニッケル当量が２８．５以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（ＪＩＧＡ－Ｔ－Ｓ／１２／０４）」 注 第３条第１項第１号に規定するＴＨ３容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するＴＨ４容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが７５％以上であって、かつ、ニッケル当量が２８．５以上であるものに限る。 一般社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＧＡ指－ＮＧＶ０７－０５）」高压ガス保安協会基準０１２８「７０ＭＰa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（２０１０）」	1	別表第１第１項から第３項まで及び第１０項に掲げるもの	別添１「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添２「溶接容器の技術基準の解釈」 別添３「超低温容器の技術基準の解釈」 別添４「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添５「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添６「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添７「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添８「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添９「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添１１「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添１３「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 一般社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＧＡ指－ＮＧＶ０６－０１－９９）」 高压ガス保安協会基準０１２１「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（ <u>２０１６</u> ）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＡＲＩＳ００１（２００４））」 注 第３条第１項第１号に規定するＶＨ３容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するＶＨ４容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが７５％以上であって、かつ、ニッケル当量が２８．５以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（ＪＩＧＡ－Ｔ－Ｓ／１２／０４）」 注 第３条第１項第１号に規定するＴＨ３容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するＴＨ４容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが７５％以上であって、かつ、ニッケル当量が２８．５以上であるものに限る。 一般社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（ＪＧＡ指－ＮＧＶ０７－０５）」高压ガス保安協会基準０１２８「７０ＭＰa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（２０１０）」

		注 4. 2に規定するV H 3 容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4. 2に規定するV H 4 容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが7 5 %以上であって、かつ、ニッケル当量が2 8. 5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（J P E C－S 0 0 5）（2 0 1 3）」 日本L P ガス団体協議会技術基準S 高－0 0 3 「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2 0 1 8）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（J A R I S 0 0 3（2 0 1 8））」 公益財団法人鉄道総合技術研究所指針「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の技術指針J 2 4 0 1 M 1（2 0 2 5）」			注 4. 2に規定するV H 3 容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4. 2に規定するV H 4 容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが7 5 %以上であって、かつ、ニッケル当量が2 8. 5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（J P E C－S 0 0 5）（2 0 1 3）」 日本L P ガス団体協議会技術基準S 高－0 0 3 「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2 0 1 8）」 一般財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準（J A R I S 0 0 3（2 0 1 8））」 公益財団法人鉄道総合技術研究所指針「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の技術指針J 2 4 0 1 M 1（2 0 2 5）」
2 ～ 4	(略)	(略)	2 ～ 4	(略)	(略)
備考 (1)・(2) (略)			備考 (1)・(2) (略)		

（傍線部分は改正部分）

改正後
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 ２０２００７１５保局第１号 令和２年 ８月 ６日 改正 ２０２０１０１４保局第１号 令和２年１０月３０日 (略) 保局第 号 令和 年 月 日
<u>（２）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u>
第２条関係 第１項第１号中可燃性ガスについて～第１項第19号中可燃性ガス低温貯槽について（略） 第１項第23号中圧縮天然ガススタンドについて （１）（略） （２）ガス工作物である昇圧供給装置に圧縮天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して圧縮天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される圧縮天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第175条の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、圧縮天然ガスが充填された圧縮天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される（ただし、高圧ガス保安法第３条第１項第５号に該当する高圧ガスを除く。）。
《参考》（ただし、高圧ガス保安法第３条第１項第５号に該当する高圧ガスを除く。） ①昇圧供給装置：ガス事業法 ②昇圧供給装置から容器への充填行為：ガス事業法 ③充填された容器：高圧ガス保安法 ④充填された容器からの再充填行為：高圧ガス保安法
《概要図》（ただし、高圧ガス保安法第３条第１項第５号に該当する高圧ガスを除く。）
いわゆる付属冷凍について（略）

改正前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定 ２０２００７１５保局第１号 令和２年 ８月 ６日 改正 ２０２０１０１４保局第１号 令和２年１０月３０日 (略)
<u>（２）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</u>
第２条関係 第１項第１号中可燃性ガスについて～第１項第19号中可燃性ガス低温貯槽について（略） 第１項第23号中圧縮天然ガススタンドについて （１）（略） （２）ガス工作物である昇圧供給装置に圧縮天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して圧縮天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される圧縮天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第175条の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、圧縮天然ガスが充填された圧縮天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される。
《参考》 ①昇圧供給装置：ガス事業法 ②昇圧供給装置から容器への充填行為：ガス事業法 ③充填された容器：高圧ガス保安法 ④充填された容器からの再充填行為：高圧ガス保安法
《概要図》
いわゆる付属冷凍について（略）

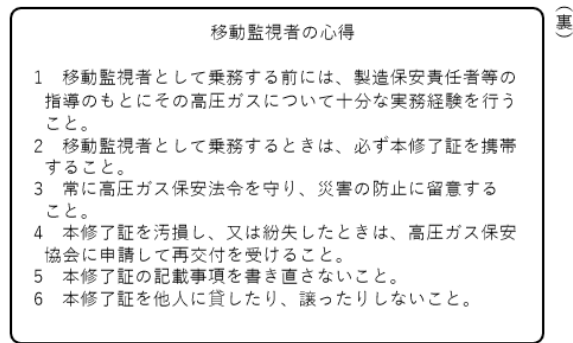
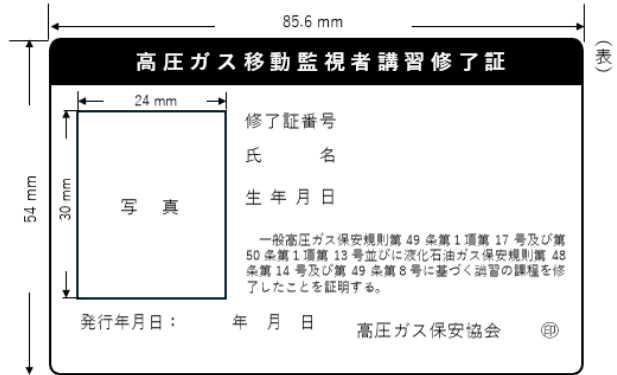
第49条関係

- (1) 第2項柱書き中「高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合」とは、当該車両の走行に伴い、当該燃料装置用容器内の高压ガスが移動する場合のことをいう。
- (2) 第2項第1号及び第2号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

第1項第16号について (略)

第1項第17号について

- (1) (略)
- (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することをいう。
- 高压ガス保安協会が行う高压ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高压ガス保安協会から次に掲げる高压ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。



備考 白色のプラスチック板を用いること。

第1項第19号について～第1項第21号について (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第48条関係

第13号について (略)

第14号について

- (1) (略)
- (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。
- 高压ガス保安協会が行う高压ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高压ガス保安協会から次に掲げる高压ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

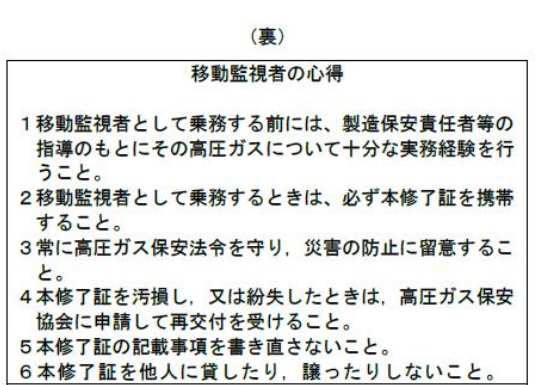
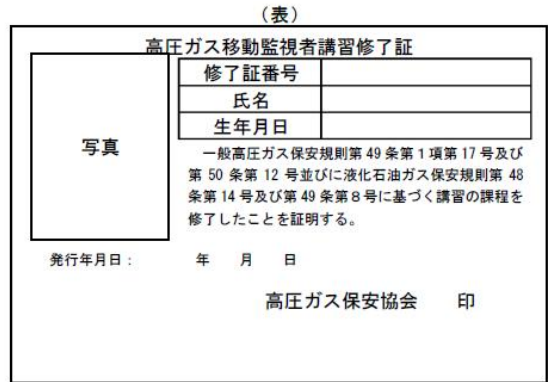
第49条関係

- (1) 第2項柱書き中「高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合」とは、当該車両の走行に伴い、当該燃料装置用容器内の高压ガスが移動する場合のことをいう。
- (2) 第2項第1号及び第2号中「再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合」とは、再資源化のための作業に最小限度で必要とされる距離内で行う移動をいい、再資源化の目的外での移動は認められない。

第1項第16号について (略)

第1項第17号について

- (1) (略)
- (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中つねに状態を把握することをいう。
- 高压ガス保安協会が行う高压ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高压ガス保安協会から次に掲げる高压ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。



第1項第19号について～第1項第21号について (略)

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第48条関係

第13号について (略)

第14号について

- (1) (略)
- (2) 「監視」とは、具体的には、資格者が同乗し、又は運転手自らが資格者となり、移動中常に状態を把握することをいう。
- 高压ガス保安協会が行う高压ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者にあつては、高压ガス保安協会から次に掲げる高压ガス移動監視者講習修了証の交付を受け、車両に乗車するときには当該修了証を携帯するものとする。

85.6 mm

54 mm

24 mm

30 mm

高圧ガス移動監視者講習修了証

修了証番号

氏名

生年月日

写真

一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 1 項第 13 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。

発行年月日： 年 月 日 高圧ガス保安協会

(表)

(注) 液化石油ガスのみの移動についての講習にあっては、上記修了証に「ガス区分」欄を追加し、ガスの名称を記載すること。この場合において、上記修了証中「一般高圧ガス保安規則第49条第 1 項第 17号 及び第50条第 1 項第 13 号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」とあるのは「液化石油ガス保安規則第48条第14号 及び第49条第 8 号」と記載すること。

移動監視者の心得

1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。

2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。

3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。

4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。

5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。

6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

(裏)

備考 白色のプラスチック板を用いること。

第 16 号について～第 18 号について (略)

(7) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

第 2 条関係

第 1 号について

様式第 1 の「備考」の欄には、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う講習の過程を修了した場合にその旨記入することとする。

第 3 号について

(1) (略)

(2) 本規定は、再交付を規定するものであるが、再交付を受けなければならないとするものではないので、その必要性に応じて判断すればよい。

(表)

高圧ガス移動監視者講習修了証

修了証番号

氏名

生年月日

写真

一般高圧ガス保安規則第 49 条第 1 項第 17 号及び第 50 条第 12 号並びに液化石油ガス保安規則第 48 条第 14 号及び第 49 条第 8 号に基づく講習の課程を修了したことを証明する。

発行年月日： 年 月 日

高圧ガス保安協会 印

(注) 液化石油ガスのみの移動についての講習にあっては、上記修了証に「ガス区分」欄を追加し、ガスの名称を記載すること。この場合において、上記修了証中「一般高圧ガス保安規則第49条第 1 項第17号及び第50条第12号並びに液化石油ガス保安規則第48条第14号及び第49条第 8 号」とあるのは「液化石油ガス保安規則第48条第14号 及び第49条第 8 号」と記載すること。

(裏)

移動監視者の心得

1 移動監視者として乗務する前には、製造保安責任者等の指導のもとにその高圧ガスについて十分な実務経験を行うこと。

2 移動監視者として乗務するときは、必ず本修了証を携帯すること。

3 常に高圧ガス保安法令を守り、災害の防止に留意すること。

4 本修了証を汚損し、又は紛失したときは、高圧ガス保安協会に申請して再交付を受けること。

5 本修了証の記載事項を書き直さないこと。

6 本修了証を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

第16号について～第18号について (略)

(7) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

第 2 条関係

第 1 号について

様式第 1 「指導事項」の欄には、立入検査等の際の指示事項を書き込み、同様式「備考」の欄には、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行う講習の過程を修了した場合にその旨記入することとする。

第 3 号について

(1) (略)

(2) 姓名を変更した場合等免状を書き換える必要が生じたときは、免状の再交付と同様に扱うこととする。

なお、手数料の納付については、法令又は条例の規定によることとする。

高圧ガス製造保安責任者免状

写真

免状の種類
免状の番号
氏名
生年月日

高圧ガス保安法第29条第3項の規定により免状を交付する。
年 月 日
第○号により再交付する。 経済産業大臣 印
年 月 日 (都道府県知事)

第4号について・第6号について (略)

製造保安責任者免状

写真

押出し
スタンプ

免状の種類	
免状の番号	
氏名	
生年月日	

高圧ガス保安法第29条の規定によりこの免状を交付する。
○年○月○日 経済産業大臣
第○号により再交付する。 ○年○月○日 都道府県知事 印

第4号について・第6号について (略)